

工事成績採点表（土木工事）

施工年度	年度	契約番号	第	号	起 工 番 号		検査番号※7	検 第	号											
工 事 名																				
工事場所																				
受注者名	現 場 代 理 人						監理（主任）技術者													
契約金額	円						契 約 変 更 回 数	回												
工 期	年 月 日 ～			年 月 日																
工事完成日	年 月 日			検 査 合 格 日 ※7			年 月 日													
所 管 課	監 督 員			工 事 所 管 課 長 等						検 査 員										
評 定 項 目	職名					職名							職名							
	氏名					氏名							氏名							
項目	細目	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0														
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+20.0～0													
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0～0																		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加 減 点 合 計（1+2+3+4+5+6）		点					点							点						
評 定 点（65+加減点合計） ※1		① 点					② 点							③ 点						
7. 評 定 点 計		(① 点×0.4+②					点×0.2+③							点×0.4) =						
8. 法 令 遵 守 等 ※4							点													
9. 評 定 点 合 計 ※5		7.評定点計					点+8.法令遵守等							点=						
所 見 ※6	(監督員)																			
	(工事所管課長等)																			
	(検査員)																			

※ 各評定項目ごとの採点は、監督員は様式3-1～様式3-6、工事所管課長等は様式3-7～様式3-9、検査員は様式3-10～様式3-34によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、工事所管課長等が記入する。

※1 各評定点（①～③）は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目とする。評価は、加点評価のみとし、監督員からの報告を受けて工事所管課長等が行う。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目とする。評価は、加点評価のみとし、監督員が行う。

※4 法令遵守等は、減点評価のみとし、工事所管課長等が行う。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 所見は、必ず記載する。

※7 記入しないこととする。

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者 名	

項目	細目	①監督者	②工事所管課長等	④検査員（完成）	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() $\times$ 0.4+2.9 点			／ 3.3点
	II. 配置技術者	() $\times$ 0.4+2.9 点			／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() $\times$ 0.4+2.9 点		() $\times$ 0.4+6.5 点	／ 13.0点
	II. 工程管理	() $\times$ 0.4+2.9 点	() $\times$ 0.2+3.2 点		／ 8.1点
	III. 安全対策	() $\times$ 0.4+2.9 点	() $\times$ 0.2+3.3 点		／ 8.8点
	IV. 対外関係	() $\times$ 0.4+2.9 点			／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() $\times$ 0.4+2.8 点		() $\times$ 0.4+6.5 点	／ 14.9点
	II. 品質	() $\times$ 0.4+2.9 点		() $\times$ 0.4+6.5 点	／ 17.4点
	III. 出来ばえ			() $\times$ 0.4+6.5 点	／ 8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		() $\times$ 0.2+3.3 点		／ 7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() $\times$ 0.4+2.9 点			／ 5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() $\times$ 0.2+3.2 点		／ 5.2点
7. 法令遵守等			() $\times$ 1.0 点		点
評定点合計					／ 100点

項 目	細 目	a	b	c	d	e		
			施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である		
1. 施工体制	I. 施工体制 一般	☐ × 対象外 （評価項目） ☐ ☐ ☒ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☒ 2 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ ☐ ☐ 3 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ ☐ ☐ 4 元請けが下請の作業成果を検査している。 ☐ ☐ ☒ 5 施工計画書の内容と現場の施工方法が一致している。 ☐ ☐ ☐ 6 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ ☐ ☒ 7 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ ☐ ☐ 8 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ ☐ ☐ 9 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ ☐ ☐ 10 その他（理由）			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※上記に該当すれば「e」とする。		
		該当項目が 9 0 % 以上 : a 該当項目が 8 0 % 以上 9 0 % 未満 : b 該当項目が 8 0 % 未満 : c	①当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。					
		該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ）						
	II. 配置 技術者等 (現場代理人等)	a	b	c	d	e		
		適切に配置されている	ほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	やや不備である	不備である		
		☐ × 対象外 （評価項目） 【全体を評価する項目】 ☐ ☐ ☒ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ ☐ ☒ 3 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ ☐ ☐ 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ ☐ ☒ 5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ ☐ ☒ 6 事前協議を踏まえ、書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ ☐ ☒ 7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ ☐ ☐ 8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ ☐ ☐ 9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ ☐ ☒ 10 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ ☐ 11 その他（理由）			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※上記に該当すれば「e」とする。		
		該当項目が 9 0 % 以上 : a 該当項目が 8 0 % 以上～ 9 0 % 未満 : b 該当項目が 8 0 % 未満 : c	①当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。					
		該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ）						

※□に 1 を記入し評価を行う。

※□に1を記入し評価を行う。

項 目	細 目	a	b	c	d	e
		適切に行った	ほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	やや不備であった	不備であった
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ × 対象外 （評価項目） ☐ ☐ ☒ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 2 災害防止協議会等を 1 回／月以上行っている。 ☐ ☐ ☒ 3 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ ☐ ☒ 4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ ☐ ☒ 5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ ☐ 6 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ☐ ☒ 8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ ☐ ☐ 9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 10 その他（理由）			安全対策に関して、監督員 ☐ が文書による改善指示を行った。 ※上記に該当すれば「d」とする。	安全対策に関して、監督員 ☐ からの文書による改善指示に従わなかった。 ※上記に該当すれば「e」とする。
		該当項目が 9 0 % 以上 : a 該当項目が 8 0 % 以上～9 0 % 未満: b 該当項目が 8 0 % 未満 : c	①当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。			
		該当数／評価対象項目数＝（ ）／（ ）＝（ ）				
	IV. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切に行った	ほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	やや不備であった	不備であった
		☐ × 対象外 （評価項目） ☐ ☐ ☒ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ☐ 3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ☐ 4 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ ☐ ☐ 5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☒ 6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ☐ ☐ 7 その他（理由）			対外関係に関して、監督員 ☐ が文書による改善指示を行った。 ※上記に該当すれば「d」とする。	対外関係に関して、監督員 ☐ からの文書による改善指示に従わなかった。 ※上記に該当すれば「e」とする。
		該当項目が 9 0 % 以上 : a 該当項目が 8 0 % 以上～9 0 % 未満: b 該当項目が 8 0 % 未満 : c	①当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。			
		該当数／評価対象項目数＝（ ）／（ ）＝（ ）				

※□に 1 を記入し評価を行う。

項 目	細 目	a	b	c	d	e																			
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 4 項目以上が該当する。 ☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が90%以上。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。 ☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が80%以上90%未満。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。 ☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が80%未満。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき監督員が改造請求を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。																			
	ばらつき判定は下記に「○」を記入のこと																								
	なし場合																								
	ある場合																								
		「評価対象項目」 1 ☐ 当該工事に必要な「出来形管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。 2 ☐ 出来形管理図又は出来形成果表が適切にまとめられている。 3 ☐ 出来形測定等において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 4 ☐ 出来形の形状、寸法の実測値が設計値に対して許容範囲である。 5 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 6 ☐ 社内の管理基準を設定し、これに基づき管理している。 該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ） ◎判定基準（ばらつき判定ありの場合） <table><tr><th>評価項目</th><th>50%以内</th><th>80%以内</th></tr><tr><td>4項目以上</td><td>a</td><td rowspan="2">b</td></tr><tr><td>3項目以上</td><td>b</td></tr><tr><td>2項目以下</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ◎判定基準（ばらつき判定なしの場合） <table><tr><th>判断基準</th><th>判定</th></tr><tr><td>評価値が90%以上</td><td>a</td></tr><tr><td>評価値が80%以上～90%未満</td><td>b</td></tr><tr><td>評価値が80%未満</td><td>c</td></tr></table>					評価項目	50%以内	80%以内	4項目以上	a	b	3項目以上	b	2項目以下	c	c	判断基準	判定	評価値が90%以上	a	評価値が80%以上～90%未満	b	評価値が80%未満	c
評価項目	50%以内	80%以内																							
4項目以上	a	b																							
3項目以上	b																								
2項目以下	c	c																							
判断基準	判定																								
評価値が90%以上	a																								
評価値が80%以上～90%未満	b																								
評価値が80%未満	c																								
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規定値を満足し、そのばらつきが規定値の 5 0 % 以内である。 ☐ 品質が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が90%以上。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規定値を満足し、そのばらつきが規定値の 8 0 % 以内である。 ☐ 品質が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が80%以上90%未満。	☐ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。 ☐ 品質が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が80%未満。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき監督員が改造請求を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。																			
	ばらつき判定は下記に「○」を記入のこと																								
	なし場合																								
	ある場合																								
		評価対象項目 1 ☐ 当該工事に必要な「品質管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。 2 ☐ 品質管理基準に基づき、品質試験項目、規格値、試験基準等の管理体系を整理し施工されている。 3 ☐ 現場において材料確認を適宜・的確に行っている。 4 ☐ 品質管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。 5 ☐ 品質の証明書等が不足なく整理されている。 6 ☐ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られた。 7 ☐ 構造物に有害なクラック・損傷がない。 該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ） ◎判定基準（ばらつき判定ありの場合） <table><tr><th>判断基準</th><th>判定</th></tr><tr><td>そのばらつきが規定値の 5 0 % 以内</td><td>a</td></tr><tr><td>そのばらつきが規定値の 8 0 % 以内</td><td>b</td></tr><tr><td>上記 a 及び b に該当しない</td><td>c</td></tr></table> ◎判定基準（ばらつき判定なしの場合） <table><tr><th>判断基準</th><th>判定</th></tr><tr><td>評価値が90%以上</td><td>a</td></tr><tr><td>評価値が80%以上～90%未満</td><td>b</td></tr><tr><td>評価値が80%未満</td><td>c</td></tr></table>					判断基準	判定	そのばらつきが規定値の 5 0 % 以内	a	そのばらつきが規定値の 8 0 % 以内	b	上記 a 及び b に該当しない	c	判断基準	判定	評価値が90%以上	a	評価値が80%以上～90%未満	b	評価値が80%未満	c			
判断基準	判定																								
そのばらつきが規定値の 5 0 % 以内	a																								
そのばらつきが規定値の 8 0 % 以内	b																								
上記 a 及び b に該当しない	c																								
判断基準	判定																								
評価値が90%以上	a																								
評価値が80%以上～90%未満	b																								
評価値が80%未満	c																								

項 目	細 目	創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）			（創意工夫キーワードの評価内容の記述）		
5. 創意工夫 軽微なもの	Ⅰ. 創意工夫 キーワード評価	施工関係	1	施工に伴う器具・工具・装置類に関する工夫又は、設備据え付け後の試運転調整に関する工夫	☐		
			2	コンクリート 2 次製品の利用等の代替材の利用に関する工夫	☐		
			3	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫	☐		
			4	部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。	☐		
			5	設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	☐		
			6	給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	☐		
			7	照明などの視界の確保に関する工夫。	☐		
			8	仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	☐		
			9	運搬車両、施工機械等に関する工夫。	☐		
			10	支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	☐		
			11	盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	☐		
			12	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。	☐		
			13	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	☐		
			14	施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	☐		
		品質関係	15	全ての施工プロセス（① 3 次元起工測量、② 3 次元データ設計データ作成、③ ICT 建設機械による施工、④ 3 次元出来形管理資料の作成、⑤ 出来形確認及び検査、⑥ 納品）において、ICT（情報通信技術）を活用した工事 ※本項目は 5 点の加点とする。	☐		
			16	施工プロセス①～⑥の中から複数選択、又は③のみを選択し、ICT（情報通信技術）を活用した工事。 ※本項目は 2 点の加点とする。	☐		
			17	特殊な工法や材料を用いた工事。	☐		
			18	優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	☐		
			19	県内産品使用促進の取組要領に準拠して県内産品を使用 ※本項目は 2 点の加点とする。	☐		
			20	週休 2 日制度を活用した工事 ※本項目は現場閉所率75%以上 1 点、87.5%以上 2 点、100%3 点の加点とする。	☐		
			21	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	☐		
			22	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	☐		
			23	鉄筋、PC ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。	☐		
			24	配筋、溶接作業等に関する工夫	☐		
		安全衛生関係	25	建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は 2 点の加点とする。	☐		
			26	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	☐		
			27	安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。	☐		
			28	現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫	☐		
			29	有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。	☐		
			30	一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。	☐		
			31	厳しい作業環境の改善に関する工夫。	☐		
			32	環境保全に関する工夫。	☐		
		働き方改革	33	「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により評価する。	☐		
			その他	34	若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。	☐	
				34	その他（理由）	☐	
				35	その他（理由）	☐	
		36		その他（理由）	☐		
評 点		0 点					

※ 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。

※ 2. 評価は各項目において 1 つレ点が付されれば 1 点または 2 点で評価し、最大 7 点の加点点評価とする。

※ 3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1 項目 1 点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※ 4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。

様式 3-7 (第 6 条関係)

評定項目別運用表 (土木工事)

(工事所管課長等)

項 目	細 目	a	b	c	d	e
		非常に優れている	やや優れている	他の事項に該当しない	やや不備である。	不備である。
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	(評価項目) ☐ 1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 3 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 7 その他 (理由) a : 6 ～ 4 点 b : 3 ～ 2 点 c : 1 点以下			☐ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。 ※上記に該当すれば「e」とする。
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		非常に優れている	やや優れている	他の事項に該当しない	やや不備である。	不備である。
		(評価項目) ☐ 1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ 7 その他 (理由) a : 7 ～ 5 点 b : 4 ～ 3 点 c : 2 点以下			☐ 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 ※上記に該当すれば「e」とする。

項 目	細 目	a	b	c	d	e
		非常に優れている	やや優れている	他の事項に該当しない	—	—
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	(評価項目) ☐ 1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 4 県内産品使用促進の取組要領に準拠して県内産品を使用。 ☐ 5 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 6 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 7 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 8 その他 a : 6 点以上 b : 4 点 c : 2 点以下 a' : 5 点 b' : 3 点				

※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

※ 通常はC評価。評価項目を総合的に勘案して評価する。

※ 2. 施工状況には、加点の場合は□に1又は、減点の場合は-1を記入し、6. 社会性等は、□に1を記入して評価を行う。

項 目	細 目	技術力キーワード一覧表	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	4. 工事特性	I 構造物の特殊性への対応	(1. について) 切土の土工量：20 万m³ 以上、盛土の土工量：15 万m³ 以上、護岸・盛場の平均高さ：10m 以上、トンネル(φ＝d')の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATD)の内空平均面積：100m² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、波壊工の破壊土量：100 万m³ 以上、流路工の計画高水流量：800m³ 以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土盛りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
	I. 施工条件等への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	
		III 厳しい自然・地盤条件への対応	
		IV 長期工事における安全確保への対応	
	評 点		

※ 1. 工事特性は、最大 2 0 点の加点評価とする。

※ 2. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

項 目	法令遵守等の該当項目																			
8. 法令遵守等	<table><thead><tr><th>措置内容</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ 1. 指名停止 3 ヶ月以上</td><td>－ 2 0 点</td></tr><tr><td>☐ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満</td><td>－ 1 5 点</td></tr><tr><td>☐ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満</td><td>－ 1 3 点</td></tr><tr><td>☐ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満</td><td>－ 1 0 点</td></tr><tr><td>☐ 5. 文書注意</td><td>－ 8 点</td></tr><tr><td>☐ 6. 口頭注意</td><td>－ 5 点</td></tr><tr><td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合</td><td>－ 3 点</td></tr><tr><td>☐ 8. その他（理由：</td><td>－ 1 点</td></tr></tbody></table>	措置内容	点数	☐ 1. 指名停止 3 ヶ月以上	－ 2 0 点	☐ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 1 5 点	☐ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 1 3 点	☐ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 1 0 点	☐ 5. 文書注意	－ 8 点	☐ 6. 口頭注意	－ 5 点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合	－ 3 点	☐ 8. その他（理由：	－ 1 点	☐ 9. 該当項目なし
	措置内容	点数																		
	☐ 1. 指名停止 3 ヶ月以上	－ 2 0 点																		
	☐ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 1 5 点																		
	☐ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 1 3 点																		
	☐ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 1 0 点																		
	☐ 5. 文書注意	－ 8 点																		
	☐ 6. 口頭注意	－ 5 点																		
	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合	－ 3 点																		
	☐ 8. その他（理由：	－ 1 点																		
① 本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 ・ 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 ・ 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 ・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 ・ 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 ・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・ 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 ・ 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 ・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 ・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 ・ 15 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。 ・ 16 社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む）とした。 ・ 17 発注者指定型の ICT 活用工事において、承諾なしに ICT 活用工事を実施しなかった 理由：																				

項 目	細 目	a	b	c	d	e
		施工管理が優れている	施工管理がやや優れている。	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
2. 施工状況	I. 施工管理	○ × 対象外（評価項目） ☐☐☒ 1 契約書第18 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐☐☒ 2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐☐☒ 3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐☐☐ 4 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐☐☐ 5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐☐☐ 6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐☐☐ 9 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 ☐☐☐ 10 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 11 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。 ☐☐☒ 12 工事の関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 ☐☐☒ 13 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐☐☐ 14 施設台帳等を整理していることが確認できる。 ☐☐☐ 15 その他（理由）			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※上記に該当すれば「e」とする。
		該当項目が 9 0 % 以上				

該当項目が 9 0 % 以上

: a

該当項目が 8 0 % 以上～ 9 0 % 未満

: b

該当項目が 8 0 % 未満

: c

①当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。

※□に 1 を記入し評価を行う。

項目	細目	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定及び「評価対象項目」が判断基準②表による。 ☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が判断基準①による。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定及び「評価対象項目」が判断基準②表による。 ☐ ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が判断基準①による。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定及び「評価対象項目」が判断基準②表による。 ☐ ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が判断基準①による。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつき判定及び「評価対象項目」が判断基準②表による。 ☐ ばらつき判定がなく、下記の「評価対象項目」が判断基準①による。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び、規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																												
	ばらつき判定は下記に「○」を記入のこと	○ × 対象外（評価対象項目） ☐☐☐ 1 施工管理基準に基づき出来形管理図及び出来形管理表がまとめられ適切に管理している。 ☐☐☐ 2 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐☐☐ 3 出来形管理基準がない場合、監督員と協議し基準等を設定し適切に管理している。 ☐☐☐ 4 写真管理基準の管理項目を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 5 出来形が設計値に対し基準値内にあることが確認できる。 ☐☐☐ 6 自社の管理基準を設定し適切に管理している。 ☐☐☐ 7 出来形管理に独自の工夫が見られる。 ☐☐☐ 8 出来形の形状、寸法の実測値が設計値に対して許容範囲であることが確認できる。 ☐☐☐ 9 その他（理由） ① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ② 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。					※上記に該当すれば「d」とする。	※上記に該当すれば「e」とする。																												
	なし場合 ある場合																																			
		工種名 (1) _____ (2) _____ (3) _____ (ばらつきなしの場合) 該当数／評価対象項目数 = ()/()=() (ばらつきありの場合) 該当項目数 = 判断基準①(ばらつき判定なしの場合) <table><tr><td>評価値が90%以上</td><td>・ ・ a</td></tr><tr><td>評価値が80%以上～90%未満</td><td>・ ・ a'</td></tr><tr><td>評価値が70%以上～80%未満</td><td>・ ・ b</td></tr><tr><td>評価値が60%以上～70%未満</td><td>・ ・ b'</td></tr><tr><td>評価値が60%未満</td><td>・ ・ c</td></tr></table> 判断基準②(ばらつき判定ありの場合) <table><tr><td></td><td>50%以内</td><td>80%以内</td><td>100%以内</td></tr><tr><td>5項目以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>4項目以上</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>3項目以上</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>3項目未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					評価値が90%以上	・ ・ a	評価値が80%以上～90%未満	・ ・ a'	評価値が70%以上～80%未満	・ ・ b	評価値が60%以上～70%未満	・ ・ b'	評価値が60%未満	・ ・ c		50%以内	80%以内	100%以内	5項目以上	a	a'	b	4項目以上	a'	b	b'	3項目以上	b	b'	c	3項目未満	b'	c	c
評価値が90%以上	・ ・ a																																			
評価値が80%以上～90%未満	・ ・ a'																																			
評価値が70%以上～80%未満	・ ・ b																																			
評価値が60%以上～70%未満	・ ・ b'																																			
評価値が60%未満	・ ・ c																																			
	50%以内	80%以内	100%以内																																	
5項目以上	a	a'	b																																	
4項目以上	a'	b	b'																																	
3項目以上	b	b'	c																																	
3項目未満	b'	c	c																																	

※□に1を記入し評価を行う。（対象外項目は必ず1を記入のこと。）

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ 優れている	☐ より優れている	☐ やや優れている	☐ より優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		○ × 対象外 (評価項目) (機械設備工事) ☐ ☐ ☒ 1 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ ☐ ☒ 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☒ 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 5 不可視部分の出来形が写真（監督員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☒ 8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 9 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 11 その他 理由： (電気・通信・受変電設備工事) ☐ ☐ ☐ 12 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 13 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☒ 14 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ ☐ 15 不可視部分の出来形が写真（監督員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 16 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 17 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 18 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおりに施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 19 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 20 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ ☐ 21 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☒ 22 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 23 その他 理由：						※下記に該当すれば 「d」評価とする	※下記に該当すれば 「e」評価とする
		該当項目が90%以上 : a 該当項目が80%以上～90%未満 : a' 該当項目が70%以上～80%未満 : b 該当項目が60%以上～70%未満 : b' 該当項目が60%未満 : c	①当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						
		該当数／評価対象項目数＝ () / () ＝ ()							

※□に1を記入し評価を行う。(対象外項目は必ず1を記入のこと。)

(検査員)

評価項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験]				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、 a、a' 及び b、b' に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
		工種名 (1) _____ (2) _____ (3) _____ <table><tr><td>評価項目の内「○」とした数</td><td></td></tr><tr><td>評価対象項目数</td><td></td></tr><tr><td>該当項目率 %</td><td></td></tr></table> 【 評 価 : 】 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ 該当項目が90%以上 a ※ 該当項目が80%以上～90%未満a' ※ 該当項目が70%以上～80%未満b ※ 該当項目が60%以上～70%未満b' ※ 該当項目が60%未満 c							評価項目の内「○」とした数
評価項目の内「○」とした数									
評価対象項目数									
該当項目率 %									
機械・電気・電気通信等設備工事以外		① 当該(評価項目)のうち、評価対象外の項目は削除する。							
		② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。							
		③ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。							
	III. 出来ばえ	a	b	c	d				
		優れている	やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている。				
		工種名 (1) _____ (2) _____ (3) _____ <table><tr><td>評価項目の内「○」とした数</td><td></td></tr><tr><td>評価対象項目数</td><td></td></tr><tr><td>該当項目率 %</td><td></td></tr></table> 【 評 価 : 】 ※ 該当項目が80%以上 a ※ 該当項目が60%以上～80%未満.....b ※ 該当項目が40%以上～60%未満.....c ※ 該当項目が40%未満 d				評価項目の内「○」とした数		評価対象項目数	
評価項目の内「○」とした数									
評価対象項目数									
該当項目率 %									

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験] ☐ × 対象外 (評価項目) ☐☐☐ 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐☐☐ 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐☐☐ 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐☐☐ 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐☐☐ 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐☐☐ 8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる ☐☐☐ 9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐☐☐ 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 13 有害なクラック、損傷が無い。 ☐☐☐ 14 その他（施工基面の整形、清掃、湧水、滞水処理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐☐☐ 15 その他（支持地盤の地耐力が設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐☐☐ 16 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が90%以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上～90%未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が70%以上～80%未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～70%未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満 : c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 該当数／評価対象項目数＝ () / () = ()						

☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

※上記に該当すれば「d」とする。

※上記に該当すれば「e」とする。

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験]				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。
		○ × 対象外 (評価項目) ☐☐☐ 1 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐☐☐ 2 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分で、空隙が生じていないことが確認できる。 ☐☐☐ 3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しが無いように行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 4 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 5 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切であることが確認できる。 ☐☐☐ 6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切であることが確認できる。 ☐☐☐ 7 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切であることが確認できる。 ☐☐☐ 8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切であることが確認できる。 ☐☐☐ 9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐☐☐ 10 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐☐☐ 11 コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。 ☐☐☐ 12 施工にあたって、床掘箇所への湧水及び帯水等を排除し施工していることが確認できる。 ☐☐☐ 13 埋戻し材料について、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 14 有害なクラック、損傷が無い。 ☐☐☐ 15 その他（丁張りを2重・3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。 ☐☐☐ 16 その他 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけ ※ ばらつきが少なく、該当項目が90%以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上～90%未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が70%以上～80%未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～70%未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満 : c						

① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の#

③ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

該当数／評価対象項目数＝ () / () = ()

(検査員)

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験]				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		○ × 対象外 （評価項目）						
		☐ ☐ ☐ 1 コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質（強度、W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）を確認できる。						
		☐ ☐ ☐ 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。						
		☐ ☐ ☐ 3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。						
		☐ ☐ ☐ 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）						
		☐ ☐ ☐ 5 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。						
		☐ ☐ ☐ 6 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる						
		☐ ☐ ☐ 7 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる						
		☐ ☐ ☐ 8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる						
☐ ☐ ☐ 9 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる								
☐ ☐ ☐ 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 12 スーパーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 13 プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 15 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 16 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 17 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。								
☐ ☐ ☐ 18 有害なクラックが無い。								
☐ ☐ ☐ 19 その他（								
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だし								
※ ばらつきが少なく、該当項目が9 0 %以上 : a								
※ ばらつきが少なく、該当項目が8 0 %以上～9 0 %未満 : a'								
※ ばらつきが少なく、該当項目が7 0 %以上～8 0 %未満 : b								
※ ばらつきが少なく、該当項目が6 0 %以上～7 0 %未満 : b'								
※ ばらつきが少なく、該当項目が6 0 %未満 : c								
① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。								
② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。								
③ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。								
該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ）								
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d			
		優れている	やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている			
		(評価対象項目)						
		☐ 1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 ※ 該当5項目以上 : a ☐ 2 コンクリート構造物の通りが良い。 該当4項目 : b ☐ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 該当3項目 : c ☐ 4 支承部の仕上がりが良い 該当2項目以下 : d ☐ 5 クラックがない。 ☐ 6 全体的な美観が良い。						
		【 評 価 : 】						

様式3－21（第6条関係）

塗装工事

評定項目別運用表（土木工事）

（検査員）

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e				
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質	☐品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験] ○ × 対象外（評価項目） ☐☐☐1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる ☐☐☐2 ケレンを入念に実施していることが確認できる ☐☐☐3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる ☐☐☐4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる ☐☐☐5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐☐☐6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐☐☐7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐☐☐8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐☐☐9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐☐☐10 その他 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで ※ ばらつきが少なく、該当項目が90％以上：a ※ ばらつきが少なく、該当項目が80％以上～90％未満：a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が70％以上～80％未満：b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60％以上～70％未満：b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が60％未満：c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 該当数／評価対象項目数＝（ ）／（ ）＝（ ） ☐品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。 ※上記に該当すれば「d」とする。 ☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「e」とする。				III. 出来ばえ (工場塗装を除く)	a	b	c	d		
			優れている	やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている						
			(評価対象項目) ☐1 塗装の均一性が良い。 ☐2 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐3 補修箇所が無い。 ☐4 ケレンの施工状況が良好である。 ☐5 全体的な美観が良い。 ※ 該当4項目以上：a 該当3項目：b 該当2項目：c 該当1項目以下：d 【 評 価 : 】									

様式 3－2 2（第 6 条関係） 植栽工事 評価項目別運用表（土木工事）

（検査員）

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験] ○ × 対象外（評価項目） ☐☐☐ 1 活着が促されるよう管理していることが確認できる ☐☐☐ 2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる ☐☐☐ 3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる ☐☐☐ 4 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる ☐☐☐ 5 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐☐☐ 6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐☐☐ 7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐☐☐ 8 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐☐☐ 9 その他 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目を ※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～9 0 % 未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～8 0 % 未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～7 0 % 未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 : c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。 該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ）				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a' 及び b、b' に該当しない。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「e」とする。	
	Ⅲ. 出来ばえ	a b c d	優れている やや優れている 他の事項に該当しない。 劣っている					
		(評価対象項目) ☐ 1 樹木の活着状況が良い。 ☐ 2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 3 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 4 全体的な美観が良い。 ※ 該当 3 項目以上 : a 該当 2 項目 : b 該当 1 項目 : c 該当項目なし : d 【 評 価 : 】						

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験】				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。
	☐ × 対象外（評価項目） 【防護柵（網）設置工事】 ☐☐☐ 1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる ☐☐☐ 2 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる ☐☐☐ 3 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる ☐☐☐ 4 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる ☐☐☐ 5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐☐☐ 6 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐☐☐ 7 ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐☐☐ 8 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐☐☐ 9 その他 【標識設置工事】 ☐☐☐ 10 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる ☐☐☐ 11 標識等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる ☐☐☐ 12 標識等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる ☐☐☐ 13 標識等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる ☐☐☐ 14 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐☐☐ 15 色彩・反射性能を試験結果報告書等で確認できる。 ☐☐☐ 16 その他 【区画線設置工事】 ☐☐☐ 17 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる ☐☐☐ 18 ペイント式(常温式)区画線に使用するシーラーの使用量が、1 0 %以下であることが確認できる ☐☐☐ 19 溶融式、高視認性区画線の施工では、溶融槽を適温に管理し常に180～220℃で塗布していることが確認できる ☐☐☐ 20 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐☐☐ 21 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 22 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 23 区画線の施工にあたって 気温5℃以下の場合は路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工していることが確認できる。 ☐☐☐ 24 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐☐☐ 25 ブライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐☐☐ 26 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 27 その他 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だ ※ ばらつきが少なく、該当項目が9 0 %以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が8 0 %以上～9 0 %未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が7 0 %以上～8 0 %未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が6 0 %以上～7 0 %未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が6 0 %未満 : c							
	① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。							
	該当数／評価対象項目数＝（ ）／（ ）＝（ ）							

	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている
	(評価対象項目)				
	(防護柵 (網))				
	※ 該当 5 項目以上 : a 該当 4 項目 : b 該当 3 項目 : c 該当 2 項目以下 : d				
☐ 1 通りが良い。 ☐ 2 端部処理が良い。 ☐ 3 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 4 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ 5 きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 6 全体的な美観が良い。 【 評 価 : 】					
(標識工事)					
※ 該当 4 項目以上 : a 該当 3 項目 : b 該当 2 項目 : c 該当 1 項目以下 : d					
☐ 1 設置位置に配慮がある。 ☐ 2 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い ☐ 3 標識板の支柱に変色が無い ☐ 4 支柱基礎が入念に埋め戻されている ☐ 5 全体的な美観が良い 【 評 価 : 】					
(区画線工事)					
※ 該当 4 項目以上 : a 該当 3 項目 : b 該当 2 項目 : c 該当 1 項目以下 : d					
☐ 1 塗料の塗布が均一である。 ☐ 2 視認性が良い。 ☐ 3 接着状態が良い。 ☐ 4 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 5 全体的な美観が良い。 【 評 価 : 】					

様式 3－2 4（第 6 条関係）

建築工事(簡易なもの)

評定項目別運用表（土木工事）

(検査員)

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験] ○ × 対象外 (評価項目) ☐☐☐ 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐☐☐ 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐☐☐ 3 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐☐☐ 4 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える ☐☐☐ 5 その他 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目<i>i</i> ※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～ 9 0 % 未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～ 8 0 % 未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～ 7 0 % 未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 : c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、 c 評価とする。 該当数／評価対象項目数＝ () / () ＝ ()				☐品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、 a、a' 及び b、b' に該当しない。 ☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。		
	Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d			
			優れている	やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている			
		(評価対象項目) ☐1 建築物の通り、形状が良い。 ☐2 仕上げの均一性、平坦性が良い。 ☐3 機能面での配慮が適切である。 ☐4 防水の納まりが良好である。 ☐5 建具の取り付け、作動が良い。 ☐6 関連工事との取り合いが良い。 ☐7 全体的な美観が良い。 ※ 該当 6 項目以上 : a 該当 5 項目 : b 該当 4 項目以上 : c 該当 3 項目以下 : d 【 評 価 : 】							

様式 3-25 (第6条関係) 機械設備工事・電気設備工事 評価項目別運用表 (土木工事)

(検査員)

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質	特に 優れている。	やや優れている。	特に良好である	良好である	☐ 他の項目に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。
		○ × 対象外 (評価項目) 【機械設備工事】 ☐ ☐ ☐ 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる ☐ ☐ ☐ 2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 20 その他 【電気設備工事】 ☐ ☐ ☐ 21 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる ☐ ☐ ☐ 22 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 23 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 24 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 25 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 26 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 27 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足するとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 28 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 29 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 30 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 31 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 32 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 33 その他						
		ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 : a ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～9 0 % 未満 : a' ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～8 0 % 未満 : b ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～7 0 % 未満 : b' ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 : c						
		① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。						
		該当数／評価対象項目数＝ () / () ＝ ()						

	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。 他の事項に該当しない。			仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。																
		(評価対象項目)																			
		(機械設備) ☐ 1 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ 2 きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 3 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 4 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 5 全体的な美観が良い。 ※ 該当 4 項目以上 : a ※ 該当 3 項目 : b ※ 該当 2 項目 : c ※ 該当 1 項目以下 : d 総合 <table><tr><td></td><td>○数</td><td>対象項目数</td><td>該当項目率</td></tr><tr><td>機械設備</td><td>0</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>電気設備</td><td>0</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>計</td><td>0</td><td>0</td><td>0%</td></tr></table> ※ 該当項目が 8 0 %以上 a ※ 該当項目が 6 0 %以上～8 0 %未満 b ※ 該当項目が 4 0 %以上～6 0 %未満 c ※ 該当項目が 4 0 %未満 d					○数	対象項目数	該当項目率	機械設備	0	0	0%	電気設備	0	0	0%	計	0	0	0%
		○数	対象項目数	該当項目率																	
機械設備	0	0	0%																		
電気設備	0	0	0%																		
計	0	0	0%																		
	(電気設備工事) ☐ 1 きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 2 公共物としての安全性の確認、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ 4 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 6 全体的な美観が良い。 ※ 該当 5 項目以上 : a ※ 該当 4 項目 : b ※ 該当 3 項目 : c ※ 該当 2 項目以下 : d 【 評 価 : 】																				

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	特に優れている。	優れている。	特に良好である	良好である	☐ 他の項目に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。
	電気通信設備工事、受変電設備工事、その他類似工事	○ × 対象外 (評価項目) ☐ ☐ ☐ 1 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 10 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 13 その他 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だ ※ ばらつきが少なく、該当項目が90%以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上～90%未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が70%以上～80%未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～70%未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満 : c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 該当数／評価対象項目数＝ () / () = ()						
		Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c			
仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。			他の事項に該当しない。		仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。			
(評価対象項目) ☐ 1 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 2 公共物としての安全、環境等への配慮が良い。 ☐ 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ 4 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 6 全体的な美観が良い。 【 評 価 : 】					※ 該当4項目以上 : a 該当3項目 : b 該当2項目 : c 該当1項目以下 : d			

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験] ○ × 対象外（評価項目） 【共通】 ☐☐☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 ☐☐☐ 材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。 ☐☐☐ J I S 規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ☐☐☐ 2 次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ☐☐☐ 土留め、ウエルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 ☐☐☐ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐☐☐ その他 【擁壁類（補強土擁壁は除く）】 ☐☐☐ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてないことが確認できる。 ☐☐☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐☐☐ 製品の連結または、かみ合わせが適切であることが確認できる。 ☐☐☐ 端部における地山とのすじつけが適切であることが確認できる。 丁張りを 2 重、3 重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっていることが確認できる。 ☐☐☐ 13 確認できる。 ☐☐☐ 14 その他 【用排水施設】 ☐☐☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されていることが確認できる。 ☐☐☐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われていることが確認できる。 ☐☐☐ 呑口、吐口、集水樹等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐☐☐ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されていることが確認できる。 ☐☐☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 ☐☐☐ 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されていることが確認できる。 ☐☐☐ 継目部の目地モルタルが適切に施工されていることが確認できる。 ☐☐☐ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されていることが確認できる。 ☐☐☐ その他 ※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 ： a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～9 0 % 未満 ： a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～8 0 % 未満 ： b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～7 0 % 未満 ： b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 ： c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、 c 評価とする。 該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ） ☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、 a、a' 及び b、b' に該当しない。 ※上記に該当すれば「d」とする。 ※上記に該当すれば「e」とする。				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d		
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない。		仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
		（評価対象項目） ☐ 1 構造物の通りがよい。 ☐ 2 材料の連結、かみ合わせがよい。 ☐ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 4 クラックがない。 ☐ 5 漏水がない。 ☐ 6 土工の仕上げが良い。 ☐ 7 全体的な美観が良い ※ 該当 6 項目以上 ： a 該当 5 項目 ： b 該当 3 項目以上 ： c 該当 2 項目以下 ： d 【 評 価： 】						

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 〔関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験〕 ☐ × 対象外（評価項目） 【共通】 ☐☐☐ 1 マンホール用品の規格・品質が証明できる資料等が整備されている ☐☐☐ 2 管渠の規格・品質が証明できる資料等が整備されている。 ☐☐☐ 3 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐☐☐ 4 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐☐☐ 5 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 【開削工】 ☐☐☐ 6 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐☐☐ 7 土留め材と既設掘削面との間に隙間なく施工していることが確認で ☐☐☐ 8 湧水箇所では、水替えが適切に行われていることが確認できる。 ☐☐☐ 9 埋戻しの材料及び締め固め等が仕様書等で示す条件により行われて ☐☐☐ 10 管の周辺を均等に締め固められていることが確認できる。 ☐☐☐ 11 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 ☐☐☐ 12 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整 【推進工】 ☐☐☐ 13 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐☐☐ 14 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐☐☐ 15 推進作業等がデータで確認できる。 ☐☐☐ 16 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 【シールド工】 ☐☐☐ 17 セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐☐☐ 18 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐☐☐ 19 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ☐☐☐ 20 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 ☐☐☐ 21 シールド推進作業等がデータで確認できる。 ☐☐☐ 22 裏込め注入状況がデータで確認できる。 ☐☐☐ 23 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～ 9 0 % 未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～ 8 0 % 未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～ 7 0 % 未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 : c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。 該当数／評価対象項目数＝（ ）／（ ）＝（ ）				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。 ※上記に該当すれば「d」とする。 品質関係	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「e」とする。		
	III. 出来ばえ		a	b	c	d			
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない。		仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
		（評価対象項目） ☐ 1 管のたわみ、蛇行等が少なく、管路の通りが良く水溜りが無い ※ 該当 6 項目以上 : a ☐ 2 漏水がない。 該当 5 項目 : b ☐ 3 クラックがない。 該当 3 項目以上 : c ☐ 4 マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 該当 2 項目以下 : d ☐ 5 マンホールのインバートの仕上げが良い。 ☐ 6 管内、人孔蓋等の清掃が行き届いている。 ☐ 7 路面に沈下等がなく復旧状態が良い。 ☐ 8 管口の仕上げが良い。 【 評 価 : 】							

様式 3－2 9（第 6 条関係） 管水路工事 評定項目別運用表（土木工事）

（検査員）

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験] ○ × 対象外（評価項目） ☐☐☐ 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 ☐☐☐ 2 材料の品質を証明する資料が整備されている。 ☐☐☐ 3 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐☐☐ 4 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 ☐☐☐ 5 埋戻しの材料及び締め固め等が仕様書等で示す条件により行われていることが確認できる。 ☐☐☐ 6 管の周辺を均等に締め固められていることが確認できる。 ☐☐☐ 7 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐☐☐ 8 有害なクラック、損傷がない。 ☐☐☐ 9 コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 ： a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～ 9 0 % 未満 ： a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～ 8 0 % 未満 ： b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～ 7 0 % 未満 ： b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 ： c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。 該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ）				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a' 及び b、b' に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。	
	III. 出来ばえ		a	b	c	d			
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。			他の事項に該当しない。		仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		（評価対象項目） ☐ 1 管の通りがよい。 ※ 該当 5 項目以上 ： a ☐ 2 漏水がない 該当 4 項目 ： b ☐ 3 管口仕上げが良い。 該当 3 項目 ： c ☐ 4 クラックがない。 該当 2 項目以下 ： d ☐ 5 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ 6 全体的な美観が良い。 【 評 価： 】							

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験]				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。	
		○ × 対象外（評価項目） ☐☐☐ 1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる ☐☐☐ 2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる ☐☐☐ 3 ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる ☐☐☐ 4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる ☐☐☐ 5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐☐☐ 6 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐☐☐ 8 管枕及び埋設シーートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐☐☐ 10 その他							
		※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 %以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 %以上～9 0 %未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 %以上～8 0 %未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 %以上～7 0 %未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 %未満 : c							
		① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。 該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ）							
出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d				
		優れている	やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている				
		(評価対象項目) ☐ 1 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている ☐ 2 プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない ☐ 3 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える ☐ 4 全体的な美観が良い					※ 該当 4 項目以上 : a 該当 3 項目 : b 該当 2 項目 : c 該当 1 項目以下 : d		
		【 評 価 : 】							

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験]				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。 ※上記に該当すれば「d」とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記に該当すれば「e」とする。
		○ × 対象外（評価項目） ☐☐☐ 1 施工に先立ち、試験掘りを実施し、適切な施工計画を立てていることが確認できる。 ☐☐☐ 2 設計に基づく掘削断面を確保していることが確認できる。 ☐☐☐ 3 掘削内の排水処理が適切に行われていることが確認できる。 ☐☐☐ 4 敷設基面に不陸がなく管接合部の会所掘りが適切に施工されている。 ☐☐☐ 5 ボルトの締め付け確認が実施され、適切に記録（トルク値）されていることが確認できる。 ☐☐☐ 6 管の清掃及び切管加工が適切に行われていることが確認できる。 ☐☐☐ 7 表示テープ、ポリエチレンスリーブ、標示シート等の施工が適切であることが確認できる。 ☐☐☐ 8 弁栓類が適正に操作できるよう設置されていることが確認できる。 ☐☐☐ 9 全体の敷設状況が確認でき、規定の土被りが確保されていることが確認できる。 ☐☐☐ 10 埋戻しで管の周辺を均等に締め固められていることが確認できる。 ☐☐☐ 11 埋戻しにおいて、仕様書に基づく巻き出し厚さによることが確認できる。 ☐☐☐ 12 通水時の水圧試験等により規定圧力に耐えうる適切な施工であることが確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 : a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～ 9 0 % 未満 : a' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～ 8 0 % 未満 : b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～ 7 0 % 未満 : b' ※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 : c ① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。						
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d			
優れている		やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている				
(評価対象項目) ☐ 1 仕切弁、消火栓及び鉄蓋類の路面とのすり付けが良い。 ※ 該当 4 項目以上 : a ☐ 2 弁室内のずれ、浮き、クラックがない。 該当 3 項目 : b ☐ 3 舗装の平坦性が良く、水溜まり等がない。 該当 2 項目 : c ☐ 4 舗装の構造物への擦り付け等がよい。 該当 1 項目以下 : d ☐ 5 全体的な美観が良い。 【 評 価 : 】								

項 目	細 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 [関連基準：土木工事施工管理基準、その他、設計図書に定められた試験]				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a、a'及びb、b'に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行ない改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		○ × 対象外（評価項目） ☐☐☐ 1 材料の品質証明書が整備されている。 ☐☐☐ 2 施工管理の記録が整備されている。 ☐☐☐ 3 障害物の処理が適正に行なわれていることが確認できる。 ☐☐☐ 4 形成管の物性試験の結果が確認できる。 ☐☐☐ 5 管更生に係る温度及び圧力が仕様書に基づく実施が確認できる。						
		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目7						
		※ ばらつきが少なく、該当項目が 9 0 % 以上 : a						
		※ ばらつきが少なく、該当項目が 8 0 % 以上～9 0 % 未満 : a'						
		※ ばらつきが少なく、該当項目が 7 0 % 以上～8 0 % 未満 : b						
		※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 以上～7 0 % 未満 : b'						
		※ ばらつきが少なく、該当項目が 6 0 % 未満 : c						
		① 当該（評価項目）のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として、比率(%)計算 ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。						
		該当数／評価対象項目数＝（ ） / （ ）＝（ ）						
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d			
		優れている	やや優れている	他の事項に該当しない。	劣っている			
		（評価対象項目） ☐ 1 全体的な美観が良い。 ※ 該当 4 項目以上 : a ☐ 2 きめ細かな施工がなされており、傷または補修痕がない。 該当 3 項目 : b ☐ 3 管口の仕上がりが良い。 該当 2 項目 : c ☐ 4 真円度が良い。 該当 1 項目以下 : d ☐ 5 嵌合、融着の状態がよい。						
		【 評 価 : 】						

